

## ○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準

(平成十二年二月十日)

(厚生省告示第十九号)

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第四項及び第五十三条第二項の規定に基づき、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。

### 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準

- 一 指定居宅サービスに要する費用の額は、別表指定居宅サービス介護給付費単位数表により算定するものとする。
- 二 指定居宅サービスに要する費用(別表中短期入所療養介護に係る緊急時施設療養費(特定治療に係るものに限る。))及び特別療養費並びに特定診療費として算定される費用を除く。)の額は、別に厚生労働大臣が定める一単位の単価に別表に定める単位数を乗じて算定するものとする。
- 三 前二号の規定により指定居宅サービスに要する費用の額を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

(平一二厚告四八九・平二〇厚労告二六二・一部改正)

### 別表

(平 27 厚労告 74・全改、平 27 厚労告 103・平 28 厚労告 139・平 29 厚労告 60・平 30 厚労告 78・平 30 厚労告 180・平 31 厚労告 101・令 3 厚労告 73・令 4 厚労告 128・令 4 厚労告 161・令 5 厚労告 125・令 5 厚労告 167・令 6 厚労告 86・一部改正)

### 指定居宅サービス介護給付費単位数表

#### 1 訪問介護費

イ 身体介護が中心である場合

- (1) 所要時間 20 分未満の場合 163 単位
- (2) 所要時間 20 分以上 30 分未満の場合 244 単位
- (3) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 387 単位
- (4) 所要時間 1 時間以上の場合 567 単位に所要時間 1 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 82 単位を加算した単位数

ロ 生活援助が中心である場合

- (1) 所要時間 20 分以上 45 分未満の場合 179 単位
- (2) 所要時間 45 分以上の場合 220 単位

ハ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合 97 単位

注

1 指定訪問介護事業所(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 37 号。以下「指定居宅サービス基準」という。))第 5 条第 1 項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。))の訪問介護員等(同項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。))が、利用者(介護保険法施行令(平成 10 年政令第 412 号)第 3 条第 1 項第 2 号に規定する厚生労働大臣が定める者(指定居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等(平成 18 年厚生労働省告示第 538 号。注 11 において「居宅介護従業者基準」という。))第 1 条第 3 号、第 8 号及び第 13 号に規定する者を除く。))が指定訪問介護(指定居宅サービス基準第 4 条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。))を行う場合にあっては、65 歳に達した日の前日において、当該指定訪問介護事業所において事業を行う事業者が指定居宅介護(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 171 号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。))第 4 条第 1 項に規定する指定居宅介護をいう。))又は重度訪問介護(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 5 条第 3 項に規定する重度訪問介護をいう。注 11 において同じ。))に係る指定障害福祉サービス(同法第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービスをいう。注 11 において同じ。))の事業を行う事業所において、指定居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスを利用していた者に限る。))に対して、指定訪問介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、訪問介護計画(指定居宅サービス基準第 24 条第 1 項に規定する訪問介護計画をいう。以下同じ。))に位置付けられた内容の指定訪問介護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

2 イについては、訪問介護員等(介護福祉士、介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)第 22 条の 23 第 1 項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者及び介護保険法施行令第 3 条第 1 項第 2 号に規定する者に限る。注 4 において同じ。))が、身体介護(利用者の身体に直接接触して行う介助並びにこれを行うために必要な準備及び後始末並びに利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助をいう。以下同じ。))が中心である指定訪問介護を行った場合に所定単位数を算定する。なお、身体介護が中心である指定訪問介護の所要時間が 20 分未満である場合は、イ(1)の所定単位数を、身体介護が中心である指定訪問介護の所要時間が 20 分未満であって、かつ、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして、厚生労働省の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と届出を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、厚生労働省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの(やむを得ない事情により当該方法による届出を行うことができない場合にあっては、電子メールの利用その他の適切な方法とする。以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。))により、都道府県知事(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指

定都市(以下「指定都市」という。)&及び同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市(以下「中核市」という。))にあっては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。))に対し、厚生労働省老健局長(以下「老健局長」という。))が定める様式による届出を行った指定訪問介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者に対して行われる場合は、イ(1)の所定単位数を当該算定月における 1 月当たりの訪問介護費を指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 18 年厚生労働省告示第 126 号)の別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費のイ(1)のうち当該利用者の要介護状態区分に応じた所定単位数を限度として、それぞれ算定する。

3 ロについては、単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族(以下「家族等」という。))と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、生活援助(調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。))第 8 条第 2 項に規定する居宅要介護者に対して行われるものをいう。))が中心である指定訪問介護を行った場合に所定単位数を算定する。

4 ハについては、利用者に対して、通院等のため、指定訪問介護事業所の訪問介護員等が、自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先若しくは外出先での受診等の手続き、移動等の介助(以下「通院等乗降介助」という。))を行った場合に 1 回につき所定単位数を算定する。

5 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算する。

6 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算する。

7 身体介護が中心である指定訪問介護を行った後に引き続き所要時間 20 分以上の生活援助が中心である指定訪問介護を行った場合(イ(1)の所定単位数を算定する場合を除く。))は、イの所定単位数にかかわらず、イの所定単位数に当該生活援助が中心である指定訪問介護の所要時間が 20 分から計算して 25 分を増すごとに 65 単位(195 単位を限度とする。))を加算した単位数を算定する。

8 イ及びロについては、別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合であって、同時に 2 人の訪問介護員等が 1 人の利用者に対して指定訪問介護を行ったときは、所定単位数の 100 分の 200 に相当する単位数を算定する。

9 夜間(午後 6 時から午後 10 時までの時間をいう。以下同じ。))又は早朝(午前 6 時から午前 8 時までの時間をいう。以下同じ。))に指定訪問介護を行った場合は、1 回につき所定単位数の 100 分の 25 に相当する単位数を所定単位数に加算し、深夜(午後 10 時から午前 6 時までの時間をいう。以下同じ。))に指定訪問介護を行った場合は、1 回につき所定単位数の 100 分の 50 に相当する単位数を所定単位数に加算する。

10 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用

する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1 回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注 13 から注 15 までのいずれかを算定している場合は、特定事業所加算(V)は算定しない。また、特定事業所加算(V)とその他の加算を同時に算定する場合を除き、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 特定事業所加算(I) 所定単位数の 100 分の 20 に相当する単位数
- (2) 特定事業所加算(II) 所定単位数の 100 分の 10 に相当する単位数
- (3) 特定事業所加算(III) 所定単位数の 100 分の 10 に相当する単位数
- (4) 特定事業所加算(IV) 所定単位数の 100 分の 3 に相当する単位数
- (5) 特定事業所加算(V) 所定単位数の 100 分の 3 に相当する単位数

11 共生型居宅サービス(指定居宅サービス基準第 2 条第 7 号に規定する共生型居宅サービスをいう。以下同じ。)の事業を行い、かつ、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定居宅介護事業者(指定障害福祉サービス等基準第 5 条第 1 項に規定する指定居宅介護事業者をいう。)が当該事業を行う事業所(以下この注において「共生型居宅サービスを行う指定居宅介護事業所」という。)において、居宅介護従業者基準第 1 条第 4 号、第 9 号、第 14 号又は第 19 号から第 22 号までに規定する者が共生型訪問介護(指定居宅サービス基準第 39 条の 2 に規定する共生型訪問介護をいう。以下この注において同じ。)を行った場合は、1 回につき所定単位数の 100 分の 70 に相当する単位数を算定し、共生型居宅サービスを行う指定居宅介護事業所において、居宅介護従業者基準第 1 条第 5 号、第 10 号又は第 15 号に規定する者が共生型訪問介護を行った場合は、1 回につき所定単位数の 100 分の 93 に相当する単位数を算定し、共生型居宅サービスの事業を行う重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所において共生型訪問介護を行った場合は、1 回につき所定単位数の 100 分の 93 に相当する単位数を算定する。

12 指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定訪問介護事業所と同一の建物(以下この注において「同一敷地内建物等」という。)に居住する利用者(指定訪問介護事業所における 1 月当たりの利用者が同一敷地内建物等に 50 人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)又は指定訪問介護事業所における 1 月当たりの利用者が同一の建物に 20 人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)に居住する利用者に対して、指定訪問介護を行った場合は、1 回につき所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数を算定し、指定訪問介護事業所における 1 月当たりの利用者が同一敷地内建物等に 50 人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定訪問介護を行った場合は、1 回につき所定単位数の 100 分の 85 に相当する単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する指定訪問介護事業所が、同一敷地内建物等に居住する利用者(指定訪問介護事業所における 1 月当たりの利用者が同一敷地内建物等に 50 人以上居住す

る建物に居住する利用者を除く。)に対して、指定訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の88に相当する単位数を算定する。

13 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問介護事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定訪問介護を行った場合は、特別地域訪問介護加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、注10(5)を算定している場合は、算定しない。

14 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問介護事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、注10(5)を算定している場合は、算定しない。

15 指定訪問介護事業所の訪問介護員等が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域(指定居宅サービス基準第29条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。)を越えて、指定訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、注10(5)を算定している場合は、算定しない。

16 イについて、利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定訪問介護事業所のサービス提供責任者(指定居宅サービス基準第5条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。)が指定居宅介護支援事業所(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。)の介護支援専門員と連携し、当該介護支援専門員が必要と認めた場合に、当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等が当該利用者の居宅サービス計画(法第8条第23項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。)において計画的に訪問することとなっていない指定訪問介護を緊急に行った場合は、1回につき100単位を加算する。

17 利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間は、訪問介護費は、算定しない。ただし、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を受けている利用者に対して、通院等乗降介助の提供を行った場合は、ハの所定単位数を算定する。

ニ 初回加算 200 単位

注 指定訪問介護事業所において、新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行った場合又は当該指定訪問介護事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の指定訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ホ 生活機能向上連携加算

(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100 単位

(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200 単位

注

1 (1)について、サービス提供責任者が、指定訪問リハビリテーション事業所(指定居宅サービス基準第 76 条第 1 項に規定する指定訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。)、指定通所リハビリテーション事業所(指定居宅サービス基準第 111 条第 1 項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。)又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 2 第 2 項に規定する医療提供施設をいい、病院にあつては、許可病床数が 200 床未満のもの又は当該病院を中心とした半径 4 キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。注 2 において同じ。)の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成し、当該訪問介護計画に基づく指定訪問介護を行ったときは、初回の当該指定訪問介護が行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。

2 (2)について、利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定訪問リハビリテーション(指定居宅サービス基準第 75 条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。)、指定通所リハビリテーション(指定居宅サービス基準第 110 条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。)等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成した場合であつて、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該訪問介護計画に基づく指定訪問介護を行ったときは、初回の当該指定訪問介護が行われた日の属する月以降 3 月の間、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(1)を算定している場合は、算定しない。

ヘ 口腔連携強化加算 50 単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問介護事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、1月に1回に限り所定単位数を加算する。

#### ト 認知症専門ケア加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 認知症専門ケア加算(I) 3単位

(2) 認知症専門ケア加算(II) 4単位

#### チ 介護職員等処遇改善加算

注

1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等処遇改善加算(I) イからトまでにより算定した単位数の1000分の245に相当する単位数

(2) 介護職員等処遇改善加算(II) イからトまでにより算定した単位数の1000分の224に相当する単位数

(3) 介護職員等処遇改善加算(III) イからトまでにより算定した単位数の1000分の182に相当する単位数

(4) 介護職員等処遇改善加算(IV) イからトまでにより算定した単位数の1000分の145に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問介護事業所(注1の加算を算定しているものを除く。)が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等処遇改善加算(V)(1) イからトまでにより算定した単位数の1000分の221に相当する単位数

(2) 介護職員等処遇改善加算(V)(2) イからトまでにより算定した単位数の1000分の208に相当する単位数

(3) 介護職員等処遇改善加算(V)(3) イからトまでにより算定した単位数の1000分の200

に相当する単位数

(4) 介護職員等処遇改善加算(V)(4) イからトまでにより算定した単位数の 1000 分の 187  
に相当する単位数

(5) 介護職員等処遇改善加算(V)(5) イからトまでにより算定した単位数の 1000 分の 184  
に相当する単位数

(6) 介護職員等処遇改善加算(V)(6) イからトまでにより算定した単位数の 1000 分の 163  
に相当する単位数

(7) 介護職員等処遇改善加算(V)(7) イからトまでにより算定した単位数の 1000 分の 163  
に相当する単位数

(8) 介護職員等処遇改善加算(V)(8) イからトまでにより算定した単位数の 1000 分の 158  
に相当する単位数

(9) 介護職員等処遇改善加算(V)(9) イからトまでにより算定した単位数の 1000 分の 142  
に相当する単位数

(10) 介護職員等処遇改善加算(V)(10) イからトまでにより算定した単位数の 1000 分の  
139 に相当する単位数

(11) 介護職員等処遇改善加算(V)(11) イからトまでにより算定した単位数の 1000 分の  
121 に相当する単位数

(12) 介護職員等処遇改善加算(V)(12) イからトまでにより算定した単位数の 1000 分の  
118 に相当する単位数

(13) 介護職員等処遇改善加算(V)(13) イからトまでにより算定した単位数の 1000 分の  
100 に相当する単位数

(14) 介護職員等処遇改善加算(V)(14) イからトまでにより算定した単位数の 1000 分の  
76 に相当する単位数